

令和3年度分譲マンション共用部分 バリアフリー化等支援事業

分譲マンションの共用部分及び敷地のバリアフリー化等に
必要な費用の一部を助成することによって、分譲マンショ
ンの質の向上を促進するとともに、安心して暮らせる環境づ
くりを支援します。

助成内容

下記工事を行う際に、工事費用の3分の1、又は助成の対象となる分譲マ
ンションの専有部分（店舗・事務所等を除く）の戸数に2万円を乗じた額の
いずれか低い額を助成します。（上限100万円）

- ・手すりの設置
- ・スロープの設置
- ・床のノンスリップ化
- ・点字ブロックの設置
- ・通路・開口部の拡幅又は改修
- ・エレベーターの設置等
- ・断熱改修
- ・椅子式階段昇降機の設置

対象要件

【対象住宅】 市内に既存する分譲マンション

【申請者】 分譲マンションの管理組合の代表者

※工事内容の詳細、その他要件に関しては次ページをご覧ください。



お問い合わせ

船橋市役所 建設局 建築部 住宅政策課

TEL：047-436-2712

対象要件

住宅に関する要件

<input type="checkbox"/>	市内に既存する建築基準法その他関係法令の基準に適合する分譲マンションの管理組合であること
<input type="checkbox"/>	区分所有法第3条の規定によりマンション管理規約が定められていること
<input type="checkbox"/>	過去にこの要綱による助成を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	助成の対象となる費用について国、県、市等の他の補助金等の交付を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	区分所有法第37条第1項の規定により、集会（総会）の決議がされていること

申請者に関する要件

<input type="checkbox"/>	上記の全ての要件に該当している分譲マンションの管理組合の代表者であること
--------------------------	--------------------------------------

助成対象工事

助成の対象となる工事は、分譲マンションの共用部分又は敷地について行う下記の工事です。

対象工事名	基準	備考
手すりの設置	階段や廊下等に新たに手すりを設置する工事	手すりは適切な箇所、高さに設置すること
スロープの設置	分譲マンションの共用部分及び敷地内に新たにスロープを設置する工事	スロープの設置に際し、勾配に留意すること 容易に取り外せるものでないこと
床のノンスリップ化	エントランス、廊下等の床に滑りにくい素材を施工する工事	滑りにくい素材であることがわかる資料を提出すること
点字ブロックの設置	分譲マンションの共用部分及び敷地内に新たに点字ブロックを設置する工事	点字ブロックの種類は、原則として下記の(1)及び(2)とする。 (1) 線状ブロック (2) 点状ブロック
通路・開口部の拡幅又は改修	1 エントランス等の出入口及び通路の拡幅工事 2 エントランス等の出入口を自動ドアに変更する工事	エントランス等の出入口を拡幅する工事又は出入口のドアを自動ドアに変更する工事を対象とする。
エレベーターの設置等	1 エレベーターの設置 2 障害者用設備の設置	エレベーターを新たに設置する工事の他、下記の(1)及び(2)に該当する設置工事を対象とする。 (1) 車いす専用ボタンの設置 (2) エレベーター内の鏡の設置
断熱改修	窓の断熱性を高める工事	次に掲げる方法により断熱性を高める工事を対象とする。 (1) 高断熱の窓に交換（窓枠ごと交換）する方法 (2) 複層ガラス等へ変更する方法
椅子式階段昇降機の設置	階段に椅子式階段昇降機を設置する工事	新規設置のみ対象とし、既に設置済みの場合及び一部機器の交換は対象外とする。

利用の流れ

1) 申請書の提出

〈令和4年1月11日まで〉

工事着工前に、下記の書類を令和4年1月11日までに住宅政策課に提出して下さい。

<input type="checkbox"/>	船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	マンション管理規約の写し
<input type="checkbox"/>	「検査済証」の写し等（建築基準法（昭和25年法律201号）に適合することを証する書類）
<input type="checkbox"/>	区分所有法第37条第1項の規定による集会（総会）の決議がされたものを証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	居住の用に供している専有部分の戸数を証する書類
<input type="checkbox"/>	改修工事を行う箇所の現況を確認できるカラー写真並びに図面
<input type="checkbox"/>	工事箇所ごとの仕様、数量、工事費等を示す書類（見積書等）
<input type="checkbox"/>	申請者が管理組合を代表する者であることを証する書類又はその写し
<input type="checkbox"/>	委任状（代理人が申請を行う場合）



書類の確認をした上で、交付決定通知書を送付します。
※審査には1か月程度かかります。

2) 工事着手・完了・支払

市から交付決定の通知を受けた後、工事に着手し、令和4年3月31日までに完了させ、支払を完了して下さい。また、工事の変更や中止する場合には速やかに市へ連絡して下さい。

3) 実績報告（郵送可）

〈令和4年3月31日まで〉

工事完了後、下記の書類を令和4年3月31日までに住宅政策課に提出して下さい。

<input type="checkbox"/>	船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等実績報告書（第6号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書の写し
<input type="checkbox"/>	工事完了箇所のカラー写真
<input type="checkbox"/>	（申請時から金額が変更となった場合）支払額の内訳を示す書類（請求書等）の写し



報告書類を確認した上で、助成金額確定通知書を送付します。送付後、1か月程度で指定の口座に助成金をお振込みします。

送付先) 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 住宅政策課

※申請書類等の記入に「消せるボールペン」は使用しないでください。

～Q&A～

Q：申請はいつまでにすればいいですか？

A：令和4年1月11日までに申請書に必要書類を添えて申請してください。

Q：工事期限はありますか？

A：令和4年3月31日までに工事及び支払いを終え、実績報告書を提出してください。

Q：提出書類の中に「区分所有法第37条第1項の規定による集会の決議がされたものを証する書類」とありますが、どのような書類ですか？

A：集会（総会）の議事録や決議書等で確認を行います。

Q：工事が終わっている場合や工事中の場合は助成の対象になりますか？

A：工事が完了している場合や工事中の場合は対象になりません。必ず事前に申請を行ってください。

Q：助成の対象となる工事の他に外壁の塗り替え等を行う予定ですが、申請はできますか？

A：申請できます。ただし、外壁塗装は助成の対象ではありませんので、見積書や明細書には工事内容の内訳が明確になるように記載してください。

Q：所有している賃貸マンションのバリアフリー化等の工事は対象になりますか？

A：対象になりません。分譲マンションの共用部分又はその敷地内に行う工事が対象です。対象工事については、パンフレットの「助成対象工事」をご確認ください。

Q：工事を行う業者について、何か規定はありますか？また、紹介はしてもらえますか？

A：市では、施工業者の指定や紹介は行っていません。大規模な工事を予定している場合には、複数の業者に見積もりをとることをお勧めします。

Q：交付申請を行った後で、工事の内容に変更が生じました。変更はできますか？

A：工事内容に変更が生じた場合は「船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業内容変更申請書（第3号様式）」に変更内容がわかる書類を添えて申請してください。なお、工事を中止する場合には「船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等工事中止報告書（第5号様式）」を提出してください。

